公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２０２号
神戸市西区南別府２丁目12番地の４、前住所神戸市西区北別府５丁目34番地の２
債務者　池田　弘彦
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
福岡市東区箱崎７丁目19―８　エムズワン402、住民票上の住所神戸市西区桜が丘中町６丁目６番地の２
債務者　櫻井　裕策
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３３６号
奈良県天理市杣之内町773番地７
債務者　スターファイブこと　中畑　陽平
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小城　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４９５３号
大阪市浪速区桜川３丁目１番５―203号
債務者　濵地　衛
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太井　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０３６号
大阪府吹田市原町３丁目31番25号
債務者　谷坂　正
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　浩晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０５０号
奈良県生駒市北大和３丁目２番地５
債務者　溝尾　清
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　康生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚754番地、旧住所埼玉県春日部市小渕132番地１　エクレール春日部208号
債務者　横山　康弘
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳　隆彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４０３９号
大阪市淀川区西三国３丁目１番27号
債務者　大國　穂子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９４１号
大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目３番４号
債務者　中塚　敬一
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　郁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８８号
埼玉県熊谷市弥藤吾74番地７
債務者　阿部まさみ
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　道子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２９５号
埼玉県深谷市上柴町東６丁目10番地８コーポ美幸内、住民票上の住所埼玉県深谷市東方町４丁目17番地18　プレゼンツＡ棟―103号
債務者　遠藤　誠一
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１９５２号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地１　106号棟506号室、従前の住所愛知県春日井市鳥居松町７丁目63番地１　山荘アパート６号
債務者　古賀　博司
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤麻衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２９号
奈良県桜井市大字上之庄528番地
債務者　山里　宗正
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　航
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９８号
宮崎県延岡市大瀬町３丁目２番地４
債務者　西田　浩二
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第２１２６号
札幌市東区北14条東10丁目１番６号
債務者　吉田　美樹
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　唯史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２３７号
大阪府高槻市安岡寺町５丁目56番２号
債務者　斉藤　義三
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係